

令和 年 月 日

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

社会福祉法人 愛人会

特別養護老人ホーム 慈眼寺園

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第467010359号)

当施設はお客様に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。(要介護1・2の方でも特例認定された場合可) 要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	13
7. 身元引取人.....	16
8. 残置物引取人.....	16
9. 苦情の受付について.....	16

令和7年 6月 改定

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛人会
- (2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市錦江台1丁目20番20号
- (3) 電話番号 099-263-0055
- (4) 代表者氏名 理事長 川 島 裕 雄
- (5) 設立年月
平成15年6月20日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成16年4月5日指定
鹿児島県4670103599号
- (2) 施設の目的
介護保険法の趣旨にしたがって、お客様がその有する能力に応じ、居宅に近い居住環境及び居宅における生活に近い日常生活のもと、可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 慈眼寺園
- (4) 施設の所在地 鹿児島県鹿児島市錦江台1丁目20番20号
- (5) 電話番号 099-263-0055
- (6) 施設長（管理者）氏名 川 島 麻 貴
- (7) 当施設の運営方針
施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入居前の居宅での生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮し、各ユニットでお客様が互いに社会関係を構築し、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、お客様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう目指す。お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努める。明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。
- (8) 開設年月 平成16年4月1日
- (9) 入所定員 70人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全室外側に面したつくりの個室でベランダも付いており、採光も良く共

同生活室、談話コーナーからの眺望は素晴らしいです。特に桜島の後ろから上る日の出は最高です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室（1人部屋）	70 室	ユニット型個室（うち夫婦でお使い頂けるよう中仕切りの部屋が2室あります。）
居室（ショート専用）	10 室	
合 計	80 室	
キッチン	8 室	ショートを含む
共同生活室	8 室	ショートを含む
浴 室	8 室	各ユニットに一般浴有り
浴 室	1 室	既存棟2階に特殊浴槽
医 務 室	1 室	
地域交流スペース	1 室	
研修室	7 室	

☆ 居室の変更：お客様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、お客様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、お客様やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項（トイレは、各ユニットの居室外に3～4箇所）

（2） ご利用にあたって別途利用料金を、ご負担いただく居住費・施設・設備

個人スペース	居室
--------	----

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、お客様に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、お客様に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1.0	1名
2. 介護職員	39.7	27名
3. 生活相談員	2.0	1名
4. 看護職員	4.4	3名
5. 介護支援専門員	1.0	1名
6. 医師	0.1	必要数

7.	栄養士	1.0	5名
8.	理学療法士	1.0	0名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例） 1 日 8 時間勤務で週 5 日勤務の介護職員が 5 名いる場合、
常勤換算では、
 5.0 （8 時間×5 日×5 人）÷40 時間＝5 名）となります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、お客様に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、以下のものがあります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をお客様に負担いただく場合 |
|--|

お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入居後、作成する「施設サービス計画」に定めます。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 居室の提供

② 食事（食材料費及び料理にかかる費用は別途いただきます。）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにお客様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・お客様の生活習慣に合わせた食事提供を可能とする為、下記の時間帯を食事提供可能な時間帯として設定しています。

＜食事提供可能時間＞

朝食：7：30～ 9：30 昼食：11：30～13：30 夕食：18：00～20：00

- ・お客様の意思を尊重し、身体状況を配慮した上で、できるだけ離床していただき、共同生活室にて食事をとっていただくよう支援します。

③ 入浴

- ・入浴はできるかぎりお客様の意向に応じた入浴を支援するとともに、心身の状況により原則として週 2 回以上の入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、お客様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・より家庭に近い環境の下、できるかぎり、これまでの生活習慣を尊重した介護を提供します。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、お客様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、お客様の要介護度に応じて異なります。）

1. お客様の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,700 円	7,400 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,030 円	6,660 円	7,335 円	7,974 円	8,595 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
4. 居室に係る自己負担額	2,950 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	5,065 円	5,135 円	5,210 円	5,281 円	5,350 円

※2割・3割負担の方はサービス利用に係る負担額が2倍・3倍になります。

☆ お客様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、

お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、当該認定証に記載されている負担限度額とします。

※居住費についての留意事項

入院や外泊等で一時居室を空けられる場合も、居住費はご負担いただきます。
(ただし、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することと同意する場合には所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。)

その他介護給付サービス	内容
1. 初期加算 30円／日	入居した日から起算して30日以内の期間。30日を超える入院後に再び入所した場合も含む。
2. 外泊時費用 246円／日	入居者が入院及び外泊場合、1ヶ月に6日を限度(月をまたぐ場合は12日間)として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)
3. 療養食加算 6円／1食	医師の指示に基づく療養食を提供した場合
4. 若年性認知症利用者受入加算 120円／日	若年性(40歳以上65歳未満)認知症の方を受入、個別に担当者を定めている
5. 配置医師緊急時対応加算 6時～8時 650円／1回 18時～22時 650円／1回 22時～6時 1300円／1回	複数の医師を配置するなどの体制を整備した特養について、配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
6 看取り介護加算Ⅱ 死亡日以前31日以上45日以下 72円/日 死亡日以前4日以上30日以下 144円/日 死亡日の前々日、前日 780円/日 死亡日	医師が回復の見込がないと判断した入所者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、入居者や家族の意思を尊重して、医師、看護師、介護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

7.	1580円/日 看護体制加算 看護体制加算Ⅰ 4円/日 看護体制加算Ⅱ 8円/日	(Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置していること (Ⅱ)基準を上回る看護職員を配置し、看護師・病院もしくは診療所等と24時間の連絡体制が整っている
8.	協力医療機関連携加算Ⅰ 100円/月(令和6年度) 50円/月(令和7年度～)	協力医療機関が一定の条件を満たした上で、定期的な会議において入居者の現病等の情報共有を行った場合
9.	新興感染症等施設療養費 240円/回 連続する5回まで	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、適切な感染対策を行ったうえで介護サービスを提供した場合
10.	特別通院送迎加算 594円/月	定期的かつ継続的に透析を必要とする入居者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合
11.	個別機能訓練加算 (Ⅰ)12円/日 (Ⅱ)20円/月	(Ⅰ)常勤と理学療法士、看護職員などの職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画書を作成している。 (Ⅱ)(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
12.	退所時情報提供加算 250円/回(1回限度)	医療機関に退所する際、入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報提供をした場合
13.	退所前訪問相談援助加算 460円/回 (入院中1回または2回限度)	家庭復帰の為に訪問相談を行った場合
14.	退所後訪問相談援助加算	家庭復帰の為に訪問相談を行った場合

15.	460円/回(退居後1回限度) 退所時相談援助加算 400円/回(1回限度)	入居者及び家族に対し退所後の相談援助を行い、市町村及び地域包括支援センター等に対して必要な情報提供を行った場合
16.	退所前連携加算 500円/回(1回限度)	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。
17.	退所時栄養情報連携加算 70円/回(1月に1回)	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供する。
18.	再入所時栄養連携加算 400円/回(1回限度)	医療機関に入院し経管栄養又は嚥下調整食の新規導入や厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者が退院する際に施設と医療機関の管理栄養士が連携して調整を行った場合
19.	ADL維持等加算 (Ⅰ)30円/月	以下の要件を満たす (イ)評価対象に該当する入所者の総数が10人以上 (ロ)評価表でADL値を測定し、厚生労働省に提出 (ハ)評価の値が一定以上
20.	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)10円/月	・入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生活性向上ガイドラインに気づいた改善活動を継続的に行う。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。 ・1年以内にごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出する。
21.	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)50円/月	入居者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の

		情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
22.	口腔衛生管理加算 (Ⅰ) 90円/月 (Ⅱ) 110円/月	(Ⅰ) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対して、口腔ケアを月に2回以上行い、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を月に1回以上行っている場合。 (Ⅱ) 加算(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用。
23.	栄養マネジメント強化加算 11円/日	管理栄養士を1常勤換算方式で入所者を50で除して得た数以上を配置し、低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。
24.	日常生活継続支援加算 46円/日	介護福祉士の数が、常勤換算で入所者6に対して1以上であり、かつ、以下のいずれかを満たす ・ 要介護4・5の割合が70%以上 ・ 認知症の方の割合が65%以上 ・ 痰吸引等が必要な方の割合が15%以上
25.	夜勤職員配置加算 (Ⅱ) 18円/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回った場合
26.	安全対策体制加算 20円/入居時	事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、組織的に安全対策を実施する体制整備されていること
27.	介護職員等処遇改定加算Ⅰ 利用総単位数（基本＋加算）の1000分の140 /日	介護職員の雇用促進と安定化をはかり、介護職員の処遇改善に取り組んでいる場合
28.	排せつ支援加算Ⅰ 100円/月 (令和6年11月1日算定)	(イ) 入居者ごとに、医師又は医師と連携した看護師が評価するとともに、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該

情報等を活用していること。

(ロ) イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。

(ハ) イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、支援計画を見直していること。

※上記の加算金額は1割負担の方の額です。2割・3割負担の方は上記金額の2倍・3倍になります。(但し、27の加算を除きます。)

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

[単位：円] (1日当たり)

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

対 象 者		区 分	居 住 費	食 費
生活保護受給者				
世帯全員が市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	880円	300円
	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万以下の方	利用者負担第2段階	880円	390円
	本人の合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額 ^{※2} と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万以下の方	利用者負担第3段階①	1,370円	650円
	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方	利用者負担第3段階②	1,370円	1,360円
上 記 以 外 の 方		利用者負担第4段階	2,950円	1,445円

- ・介護保険負担限度額認定には、保険者(市など)への申請が必要です。
- ・また、毎年 of 更新が必要です。

・その他、預貯金等資産に関する要件があります。

※1 合計所得金額＝公的年金以外の所得

※2 非課税年金＝障害年金、遺族年金等

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2) (1) 以外のサービス (契約書第5 参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がお客様の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 居住費 料金：1 日あたり 2,95 円

② 食事の提供(食材料費等調理費用)

お客様に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1 日あたり 1,445 円

③ 特別な食事 (酒を含みます。)

お客様のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に1 回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたりの実費払い

[美容サービス]

月1 回、美容師の出張による美容サービス(調髪、パーマ、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり実費払い

⑤ レクリエーション、クラブ活動

お客様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただけるよう、様々な行事の機会を設けています。

利用料金：材料代等の実費をいただくことがあります。

i) 主なレクリエーション行事予定

	全体行事	ユニット行事
4 月		お花見
5 月	家族会	屋外食、母の日
6 月		父の日
7 月		七夕
8 月		
9 月	敬老祝賀会	
10 月		ハロウィン

11 月		紅葉見学
12 月	クリスマス会	クリスマス・忘年会・迎春準備
1 月		1 日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします） 初詣
2 月		3 日ー節分（施設内で豆まきを行います。）
3 月		3 日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）

⑤ 園外レクリエーション

買い物、ドライブ、外食等（利用料金実費）

⑥ 複写物の交付

お客様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用として実費をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

《 例 》

歯ブラシ	歯磨き粉	舌ブラシ
口腔ケア用ガーゼ	ポリデント	吸引カテーテル
カミソリ（本体）	カミソリ（替えの刃）	シェービングフォーム
保湿剤	電話代	嗜好品
清拭用タオル	石鹸（ボディソープ）	シャンプー・リンス

等

⑧ 契約書第 23 条に定める所定の料金

お客様が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）

お客様の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6,700 円	7,400 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円

⑨ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、K-NET 預金口座振替によるお支払いで、利用月の翌月 25 日に自動引き落としとなります。口座引き落としができなかった場合には、鹿銀口座にお振込みしていただくことになります。（振込手数料はご利用者様ご負担となります。）口座振り込みによるお支払いは、金融機関などにて指定の口座に利用月の翌 25 日までにお振込みいただきます。K-NET 申し込み後、口座引き落としが開始されるまで2ヵ月程かかります。その間のお支払いは口座振り込みによるお支払いをお願いしております。

(5) 入居中の医療の提供について

管理医師等が受診の必要があると判断した場合、サービス提供者はそれに従い必要な措置を講ずるものとします。

医療を必要とする場合は、お客様の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 愛人会 川島病院
所在地	鹿児島市谷山中央1丁目4196番地
診療科	外科、胃腸科、内科、麻酔科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	これえだ歯科医院
所在地	鹿児島市東谷山2丁目10-13

(5) 入居中の事故発生・緊急時の対応について

① 緊急時の対応について（契約書第12条参照）

当施設では、サービスの提供を行っているときにお客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関、その他医療機関等への連絡を行うとともに必要な処置をさせていただきます。

② 事故発生時の対応について（契約書第13条参照）

当施設において、サービスの提供によりお客様に事故が発生した場合は、速やかに市町村、お客様のご家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以

下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、お客様に退所していただくことになります。(契約書第 17 条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりお客様の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、お客様が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は、平成 22 年 3 月 31 日までは適用されません。)② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、お客様に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ お客様から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。) |
|--|

(1) お客様からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第 18 条、第 19 条参照)

契約の有効期間であっても、お客様から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 施設の運営規程の変更に同意できない場合③ お客様が入院された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ 他の利用者がお客様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第 20 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① お客様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② お客様による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、さらに3か月の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ お客様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ お客様が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ お客様が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

お客様が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第22条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)に短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院に付いては、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第21条参照）

お客様が当施設を退所する場合には、お客様の希望により、事業者はお

お客様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をお客様に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ お客様が退所後、在宅等に戻られる場合にサービスの提供を利用された場合は、その際の相談援助にかかる費用として前記加算分(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

7. 身元引受人（契約書第 24 条参照）

慈眼寺園では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

身元引受人は、本契約に基づくお客様の事業者に対する一切の債務につき、お客様と連帯して履行の責任を負います。但し、その負担は極度額 100 万円を極度額とします。

身元引受人の請求があったときは、事業者は、身元引受人に対し遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納がある場合はその額等お客様の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

8. 残置物引取人（契約書第 25 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をお客様自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 25 条参照) 当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、お客様又は残置物引取人にご負担いただきます。

9. 苦情の受付について（契約書第 27 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

○苦情受付窓口

電話：263-0055

お客様の生活、介護に関すること・・・介護支援専門員

城 本 尚 子

諸手続き、提供サービス全般に関すること・・・・生活相談員
山野 晴佳

○受付時間 毎週月曜日～日曜日
08：30～17：30

また、苦情受付ボックスを事務室横に設置しています。

(2) 第三者委員 民生委員 田中 タミ
民生委員 中間 幸代

(3) 行政機関その他苦情受付機関

当施設で解決できない苦情は、各市町村介護保険係、鹿児島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、国保連に設置された介護サービス苦情処理委員会に申し立てることができます。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市介護保険課	所在地 鹿児島市山下町 11 番 1 号 電話番号 099-216-1277 F A X 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日
鹿児島県国民健康保険団体連合会 国保連合 介護保険課 介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 南国ビル 7 階 電話番号 099-213-5122 F A X 099-250-4307 受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援室 「福祉サービス運営適正化委員会」	所在地 鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 電話番号 099-286-2200 F A X 099-257-5707 受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日
鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室	所在地 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話番号 099-286-2687 F A X 099-286-5554 受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面を交付して重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 慈眼寺園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付・説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

お客様住所

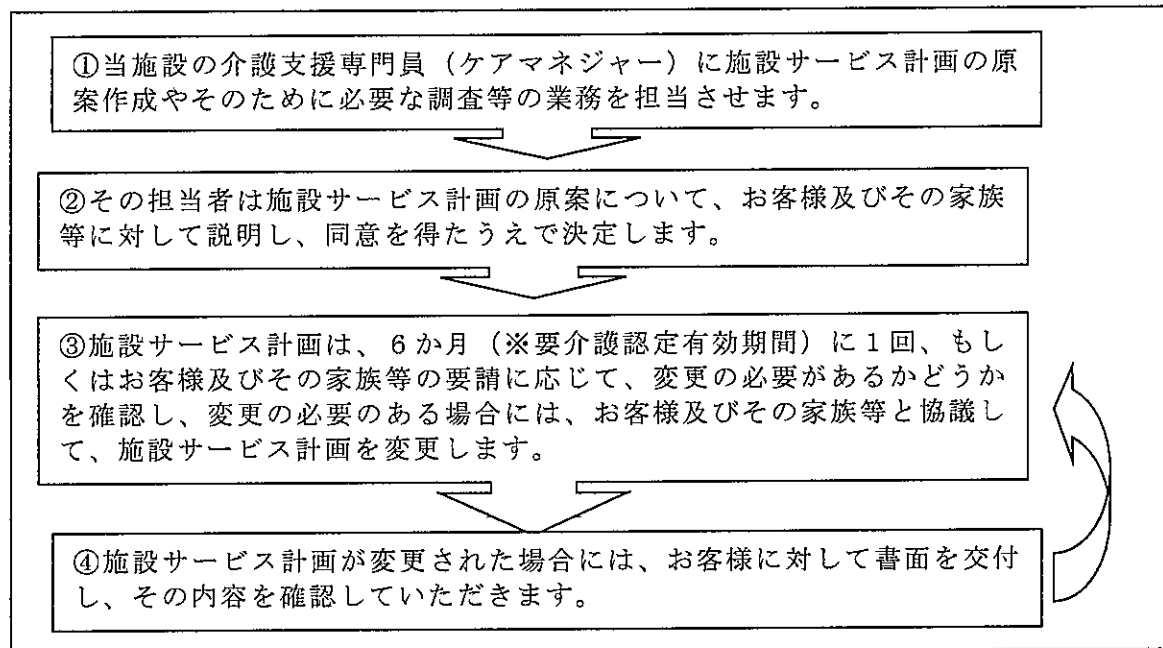
氏名 印

身元引受人住所

氏名 印

続柄

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当施設は、お客様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①お客様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②お客様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、お客様から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、お客様に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④お客様が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤お客様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、お客様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥お客様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、お客様又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等

にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、お客様の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、お客様の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているお客様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限＊

日常生活上必要とされるもののうち介護上必要なもの意外は、原則持込をご遠慮お願いします。ただし、日常生活上必要とされるもので、持ち込むことが妥当と考えられるものは別とします。詳細については、職員にお尋ねください。

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
火気を使用する物品（石油ストーブ、温風ヒーター等）

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00(前日までの予約が必要です)

- ※ 全国的、地域的な感染症の感染状況を踏まえ制限する場合がございます。（最新の情報につきましてはお問い合わせください。）
- ※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
- ※ なお、来訪される場合、ペット等の動物、危険物の持ち込みはご遠慮下さい。場合によっては面会をお断りすることがあります。生物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 26 条）

外出・外泊される場合は 3 日前までにお申出下さい。（契約書第 26 条参照）

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1 日につき 3,136 円（介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、お客様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- お客様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、お客様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は、全面禁煙とさせていただきます。

6. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当施設において、サービス提供者の責任によりお客様に生じた損害については、サービス提供者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、お客様に故意又は重大な過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、サービス提供者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. 非常災害対策

非常災害対策に関しては当園で定めてある消防計画にあるものとし、年 2 回総合訓練を行います。

非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の施設周辺地域において想定される非常災害に関するものとし、その具体的計画の概要を当施設において入居者及び職員に見やすいように掲示するものとします。また、非常災害時における入居者の安全を確保するため、地域の自主防衛組織及び近隣住民と連携協力体制の整備に努めます。